

特例措置について

1 措置の内容

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)及び「令和5年度設計業務委託等技術者単価」(以下「新技術者単価」という。)の決定に伴い、次項に定める対象工事等の受注者は、「令和4年度公共工事設計労務単価(令和4年3月1日適用)」(以下「旧労務単価」という。)及び「令和4年度設計業務委託等技術者単価(令和4年3月1日適用)」(以下「旧技術者単価」という。)に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額又は委託料(以下「請負代金額等」という。)の変更の協議を請求することができる。

なお、受注者は、工事にあつては工事請負契約約款第62条(契約外の事項)、委託にあつては委託契約約款第57条(契約外の事項)の規定により協議を行う。

2 対象工事等

令和5年3月1日以降に当初契約を行った工事及び委託において、千葉市積算基準に基づき旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの

3 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額等については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k \times \{1 + (\text{消費税及び地方消費税})\}$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次に示すとおりとする。なお、 $P_{\text{新}} \times k$ の千円未満は切捨てる。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格又は業務価格

k : 当初契約の落札率(小数点第7位を切捨て第6位止め)

4 請求期間

発注者は落札者決定後速やかに特例措置の通知をするものとし、通知に基づく受注者からの請負代金額等の変更の協議を請求することができる期間については、契約日の翌日から14日以内とする。

5 誓約書の提出

本特例措置により変更契約を行う際は、変更契約書と併せて、誓約書を契約担当課へ提出する。